

## おしらせ

### 甘楽町特定疾患等患者 見舞金

特定疾患等の患者またはその保護者に対して見舞金を支給します。

次の条件を満たして受給していない人は、ご相談ください。

※前年度見舞金を受給した人には8月に現況届を郵送します。

**対象者** 町内在住で、次の①～③のいずれかに該当し、令和2年分の所得税年額が3万2400円以下の人

①群馬県が実施する指定難病または小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けている人

②人工肛門または人工膀胱の手術を受けた人

③慢性腎不全による人工透析を受けている人

**見舞金** 月額2000円

**必要書類** ①受給者証(指定難病・小児慢性特定疾病の人)

②見舞金振込口座の通帳

**申請・問い合わせ**

にこにこ甘楽 健康課福祉係

☎(67)5162



### 子育て世帯生活支援特別 給付金(ふたり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のふたり親世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

**対象者** 次の①か②のどちらかに該当する人

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人

②令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については20歳未満)の養育者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人

または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税相当となった人

※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。

**支給額** 児童1人につき5万円

**申請期限** 令和4年2月28日(月)

※詳しくは県ホームページをご覧ください。

**申請・問い合わせ**

にこにこ甘楽 健康課福祉係

☎(67)5162



### 甘楽町結婚新生活 支援補助金

結婚を機に町内に新たに住宅を購入または賃借する新婚夫婦に対し、住居費および引越し費用の一部を補助します。

**対象世帯** (次の条件にすべて該当する世帯)

①令和2年10月1日以降に結婚し、婚姻日における年齢が65歳以下で本町に住所がある夫婦

②令和2年分の夫婦の所得の合計額が800万円未満の世帯

③町税等の滞納がない世帯

④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯

⑤過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯

**対象費用** (令和2年10月1日以降に支払ったもの)

【住居費】婚姻日の2年前以降に新たに購入した住居の購入費または賃借した住居の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料など

【引越し費用】夫婦の両方または一方が住居費の対象となる住宅へ引越しをした際に、引越し業者・運送業者に支払った費用



**補助金額** 最高30万円

※申請方法など、詳細はお問い合わせください。

**申請・問い合わせ**

にこにこ甘楽

健康課福祉係 ☎(67)5162



### 甘楽町奨学金返還支援助成金 (かんら未来人財応援事業)

若者の定住促進と町内企業の活性化を図るため、町内に定住または町内企業に勤務する人の奨学金返還を支援します。

**対象者**

▼大学、短大、専修、大学院を卒業し、日本学生支援機構から貸与された奨学金を返還している人

▼町内に住所を有し、または町内企業に勤務する人

▼4月1日現在で30歳未満の人

※公務員を除きます。

**申請受付期限** 9月30日(木)

※助成金額など、詳細はホームページをご覧ください。

**申請・問い合わせ**

企画課企画調整係

